

# 越谷市立消費生活センター運営委員会運営要綱

昭和54年8月28日

告示第33号

改正 昭和55年3月26日告示第16号 平成3年9月30日告示第105号  
平成6年3月31日告示第40号 平成10年4月10日告示第56号  
平成15年3月31日告示第68号 平成16年3月31日告示第108号  
平成18年3月31日告示第69号 平成28年3月16日告示第99号

(名称)

第1条 この会は、越谷市立消費生活センター運営委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、越谷市立消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の運営を円滑かつ効果的に遂行するため、必要な業務を実施することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 消費者に対する啓発活動に関すること。
- (2) 消費生活に係る情報の収集に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者20人以内をもつて組織する。

- (1) 市内の一般消費者又は消費者団体の推薦する者
- (2) 消費者活動に意欲のある者

(任期)

第5条 委員会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員会役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 1名

(役員を選任)

第7条 役員は、委員の互選により定める。

(部会)

第8条 委員会に次の部会を置くことができる。

(1) 広報部会

(2) 学習部会

(3) 調査部会

(部会役員)

第9条 部会に部会長及び副部会長を置くことができる。

(会議の招集)

第10条 委員会は、必要のつど会長が招集する。

(意見の聴取)

第11条 委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

(事務局)

第12条 委員会に関する事務は、市民協働部くらし安心課において行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

この告示は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則 (昭和55年告示第16号)

この告示は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年告示第105号)

この告示は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年告示第40号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年告示第56号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年告示第68号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年告示第108号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第69号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第99号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。